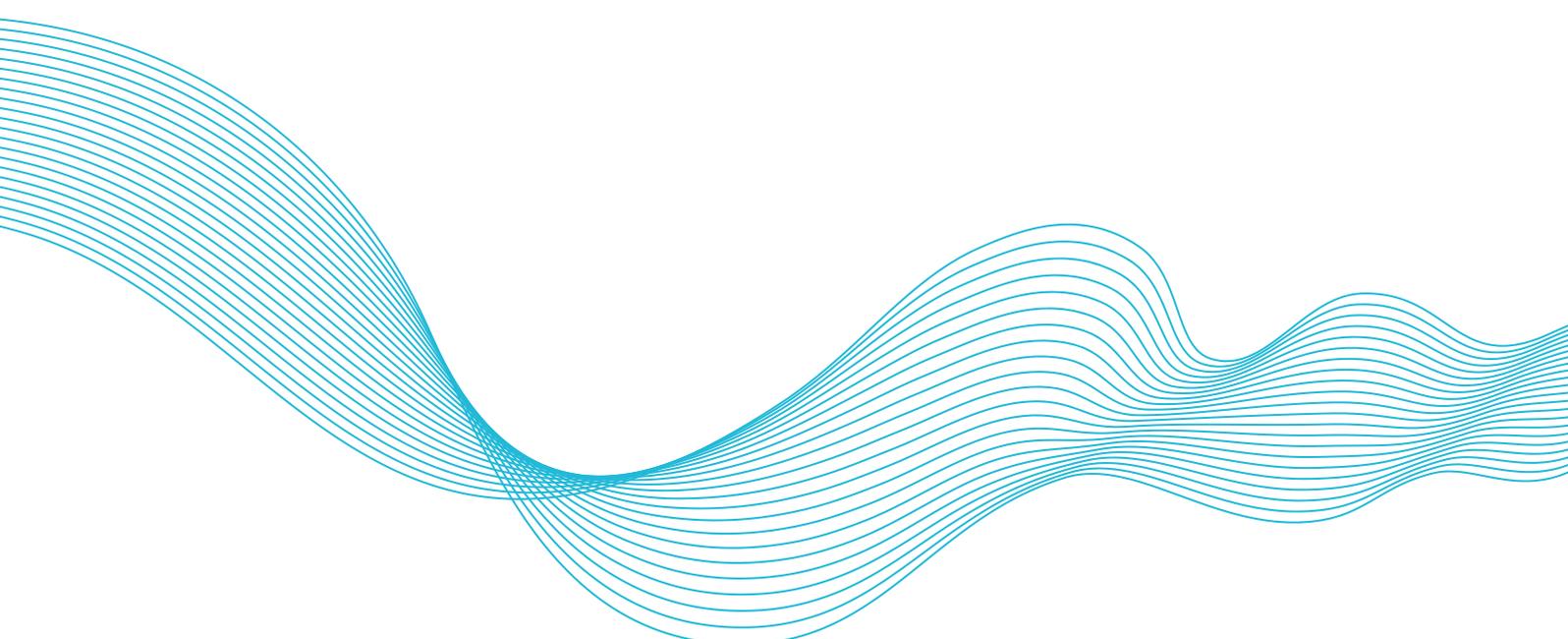




国際ウォーター・スチュワードシップ規格 バージョン 3.0

2026年3月



規定に関する声明

本文書には、AWS国際ウォーター・スチュワードシップ規格(AWS規格)が記載されており、前文、序論、基準、要求事項、および用語集で構成されている。前文は情報の提供のみならず、規定的な要求事項を理解する上で重要である。

法的通知

本文書で言及する AWS規格の基準と要求事項が、地域条例や国内法令と矛盾する場合は、国内法令が優先される。

著作権表示

© 2026. Alliance for Water Stewardship.
All rights reserved.

本文書のうち発行者の著作権の保護対象となる部分については、発行者による書面の許可がない限り、いかなる形式または手法（写真複製、録音、テープ録音/録画、情報検索システムを含む図形的、電子的/機械的な形式/手法）による複製やコピーも認められない。

AWSは、本文書の内容の一部またはすべてをいかなる形であれ変更することを禁じる。

本文書のコピーは無制限に印刷可能だが、その用途は引用文献に限るものとする電子コピーを参照する場合は、AWSのウェブサイト(a4ws.org)で最新版を確認されたい。

許諾に関する問い合わせ先: info@a4ws.org

解釈、紛争および訴訟の通知

AWS規格の解釈に関する質問は、認証スキームのオーナーである Alliance for Water Stewardship が考案した手続きに従って対処される。ステークホルダーの間でAWS規格の遵守または解釈をめぐる紛争および苦情が発生した場合は、AWSウェブサイトに設けられているフィードバックおよび苦情受付窓口を利用可能である。

本バージョンに関する通知

アライアンス・フォー・ウォーター・スチュワードシップ(Alliance for Water Stewardship, AWS)は認証スキームのオーナーとして本文書に対する責任を負い、定期的にその内容の更新と改訂を行うものとする。またAWSは、本文書に対する意見を常時受け付けている。

問い合わせ先: info@a4ws.org

適用開始日: 2026年3月22日

本バージョンのAWS規格は2026年3月22日付で発効され、過去のすべてのバージョンに優先し、新規および変更された要求事項を記載するものである。1年の移行期間を経て、2027年3月22日以降に実施されるすべての初回および再認証審査には、本バージョンが適用される。

バージョン履歴

バージョン番号 日付	改正内容
V1.0 2014年4月8日	初版承認日: 2014年4月8日
V2.0 2019年3月22日	第二版承認日: 2019年1月28日
V3.0 2026年3月22日	第三版承認日: 2025年12月15日

言語による違いについての通知

本規格およびAWSシステム内のその他の文書の翻訳が提供される場合がある。英語版とその他の言語版に相違点がある場合は、英語版を優先するものとする。

問い合わせ先

Alliance for Water Stewardship
2 Quality Street, North Berwick, EH39 4HW, Scotland

www.a4ws.org
info@a4ws.org

謝辞:

本規格の日本語版は、下記の企業によるレビューを受けている。

サントリーホールディングス株式会社

八千代エンジニアリング株式会社

MS&ADインターリスク総研株式会社

栗田工業株式会社

前文

4

序論

6

Step 1: 情報の収集と理解

10

Step 2: コミットメントと計画

14

Step 3: 実施

17

Step 4: 評価

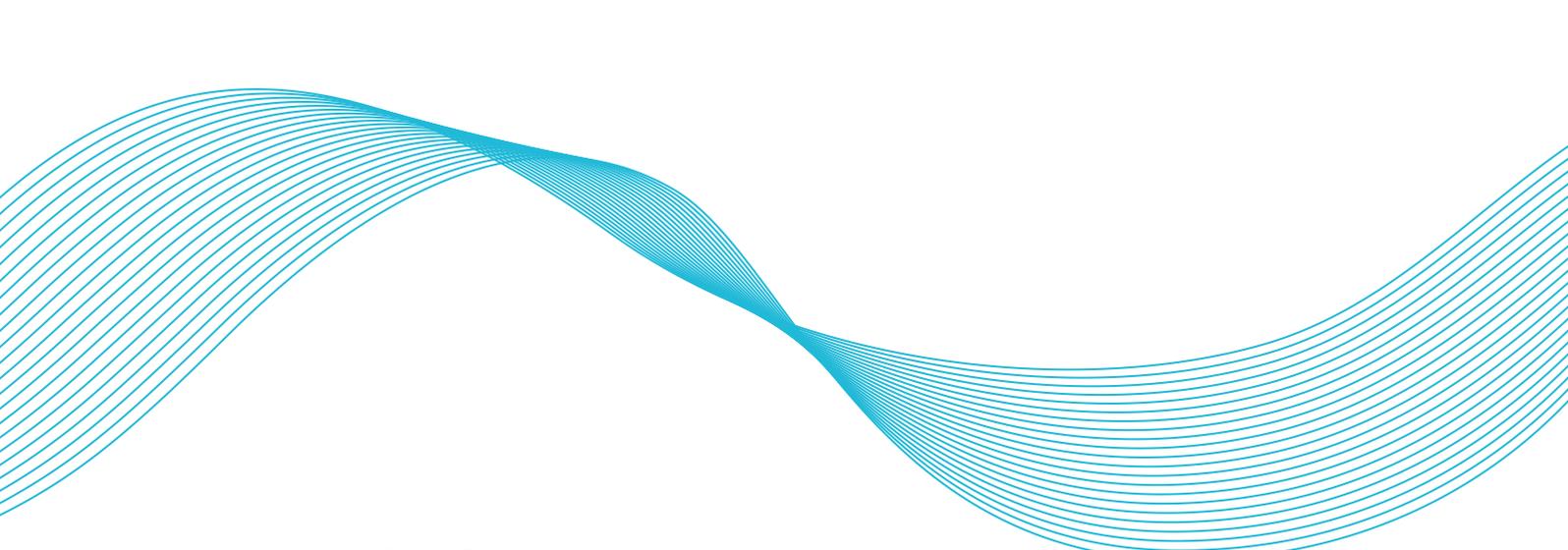
20

Step 5: コミュニケーションと開示

22

用語集

24



前文

背景

水は地球上のあらゆる生命にとって、不可欠である。水は人間の健康を支え、生態系を維持し、私たちが食べる食料や、日常的に利用する製品の生産にも欠かせない資源である。

スチュワードシップとは、私たちが所有していないものに対して責任を持つことを意味する。ウォーター・スチュワードシップの場合、それは私たち全員が依存する有限の自然資源を大切にすることである。水は共有資源であり、すべての水利用者はより広範なシステムの一部であることを認識している。ここでは水の使い方に関するあらゆる決定が、人々や野生生物、生態系にインパクトを与える可能性がある。

ウォーター・スチュワードシップを実践する組織は、自社操業内での水資源管理を超えた取り組みを行う。より広範な水環境を考慮し、協働して長期的な視点で取り組み、地域社会やサプライチェーンが気候変動の水インパクトに対して耐えられるよう支援する。これは、社会的・文化的公平性、環境的持続可能性、事業継続性を支える、積極的なアプローチである。

アライアンス・フォー・ウォーター・スチュワードシップについて

アライアンス・フォー・ウォーター・スチュワードシップ (Alliance for Water Stewardship, AWS) は、国際的な水課題への対応と、責任あるウォーター・スチュワードシップのための信頼性ある世界共通の基準を策定することを目的として、国連、国際 NGO、研究機関などの主要な水関連組織によって 2009 年に設立された。設立以来、AWS のシステムは継続的に発展し、現在では先導的なメンバーシップ制ネットワークとして広く認知されている。AWS 規格は、信頼性の高いウォーター・スチュワードシップの「ゴールドスタンダード」として評価されており、企業、自治体、NGO、研究機関など多様なステークホルダーが参加し、世界各地で導入されている。AWS が掲げるビジョンは、水資源が持続的に確保され、人々、文化、ビジネス、そして自然が、現在および将来も共に繁栄する世界を実現することである。

国際ウォーター・スチュワードシップ規格 (AWS 規格) は、水利用者が自らの水の使い方を理解し、その利用が周囲の環境や人々にどのようなインパクトを及ぼしているかを把握するための枠組みである。本規格は、世界中のあらゆる業種の企業が、協働的かつ透明性のある形で水パフォーマンスを向上させ、より広範な水のサステナビリティゴールの達成に貢献するために、サイトレベルで活用することができる。

規格策定の概要

アライアンス・フォー・ウォーター・スチュワードシップ (AWS) は、ISEAL のコード準拠メンバーである。AWS 規格バージョン 3.0 の策定にあたっては、ISEAL「Code of Good Practice」の原則に従い、規格が関連性・透明性・公平性を備えたものとなるよう、幅広いステークホルダーとの協議を重ねながら規格を策定した。

正式な協議プロセスに加え、AWS 規格バージョン 3.0 は、国際的な水分野における最新の動向を踏まえて策定された。特に、国連の持続可能な開発目標 (Sustainable Development Goals, SDGs)、とりわけ SDG6「安全な水とトイレを世界中に」に対して、AWS 規格が実質的な貢献を果たすことを重視している。

規格の策定プロセスにおいては、国際的な水関連の主要な枠組みとの整合性を可能な限り確保するとともに、それらを補完することも意図された。対象となる枠組みには、次のようなものが含まれる。

国際的な水関連の枠組みには、以下のようなものが含まれるが、これらに限定されるものではない。すなわち、法的に義務付けられた開示基準 (例: EU の Corporate Sustainability Reporting Directive (CSRD: 企業サステナビリティ報告指令))、任意の ESG (環境・社会・ガバナンス) および情報開示枠組み (例: CDP)、ならびに政府が支持するガイドライン (例: Valuing Water Principles や OECD Water Governance Principles) などである。

AWS の技術委員会は、AWS のガバナンスにおけるステークホルダーの代表組織であり、AWS 規格バージョン 3.0 の策定を担っている。技術委員会のメンバーは、AWS メンバーによって選出され、市民社会組織、民間セクター、公共セクターといった各セクターの立場を代表している。技術委員会は、多様なステークホルダーの視点を踏まえて検討を行い、必要に応じて意思決定を行うことを目的として設計された組織である。技術委員会の所掌範囲には、次のような重要事項が含まれる。

- 新規および改訂版 AWS 規格の策定
- ガイダンス文書の作成および更新
- 認証要求事項の策定および見直し

AWS 規格バージョン 3.0 は、透明性と包摂性を重視した 2 年間の改訂プロセスの集大成である。最終版は複数回の改訂を経てまとめられ、厳格なレビュー期間および過去のドラフトに対して実施された 2 回のグローバル公開協議を通じて寄せられた数千件のコメントを反映している。

AWS 技術委員会による承認を経て、AWS 規格バージョン 3.0 の最終草案について AWS メンバーによる投票が実施された。投票の結果、2025 年 12 月 15 日に正式に承認され、回答者の 95% 以上が賛成を示した。

AWS規格の概要

アライアンス・フォー・ウォーター・スチュワードシップ (Alliance for Water Stewardship: AWS) は、企業、市民社会および公的機関で構成される、グローバルなマルチステークホルダー型のメンバーシップ制アライアンスである。またAWSは、ウォーター・スチュワードシップのための信頼性の高い規格システムでもある。AWSの役割は、淡水が有する社会的、文化的、環境的、経済的価値を認識及び確保し、信頼性のあるウォーター・スチュワードシップにおける世界的、地域的なリーダーシップを呼びかけ、育成することである。

AWSのメンバーは水の持続可能な利用のためのグローバルな枠組みである「国際ウォーター・スチュワードシップ規格 (International Water Stewardship Standard、以下AWS規格)」を採用し、推進することを通じて、地域の水資源の持続可能性に貢献している。AWS規格は、主要な水利用者が自らの水利用とそのインパクトを理解し、流域という文脈の中で、持続可能な水管理のために協働し、かつ透明性をもって取り組むための、世界的に適用可能な枠組みである。本規格の目的は、ウォーター・スチュワードシップを推進することにある。AWSではウォーター・スチュワードシップを、「サイト及び流域を起点とする活動を伴い、ステークホルダーを巻き込んだ包摂的なプロセスを通じて実現される、社会的・文化的に公平で、環境的にも持続可能であり、経済的にも有益な水の利用」と定義している。



AWS規格の適用範囲

本規格は、組織の規模や操業の複雑性にかかわらず、すべての組織と産業分野に適用される。本規格は、サイトとその地域の流域を主な対象としているが、バリューチェーンにおける間接的な水利用にインパクトを与えるという、より広範なゴールを掲げている。

本規格は、サイトが通常の活動において使用するあらゆる種類の水に適用される。これには、地表水、地下水、再利用水、淡水化された水（もとは海水または汽水）、降水、および雪や氷などの一般的な取水形態ではない水源が含まれる。その範囲は、組織が所有する水か、第三者から供給された水かにかかわらず、すべての水利用が適用対象となる。廃水の管理と処理にも適用される。

AWS規格の構成

AWS規格には、以下の5つのステップがある。

各ステップには、取り組むべきいくつかの基準があり、それぞれの基準には、順守すべき1つ以上の要求事項が設定されている。要求事項には、良好なウォーター・スチュワードシップの慣行の必須要素である「コア」要求事項、および継続的な改善への道筋を提供し、より高いレベルのウォーター・スチュワードシップの実績を認定する、アドバンスレベルの「ゴールド」および「プラチナ」要求事項が存在する。

これらの要求事項には、適合のために必要な行動として、「特定された」、「文書化された」、「地図化された」、「実施された」、「モニタリングされた」、「定量化された」、「評価された」、「開示された」が含まれており、これらの用語は、規格全体を通じて斜体で表記され、その他の主要な用語とともに用語集で定義されている。

各ステップは、必ずしも厳密な順序で実施する必要はなく、特定の基準や要求事項に関連する活動は、並行して進めることが可能である。AWS規格の実施は反復的なプロセスであり、時間の経過とともに実績が改善していくよう、継続的な改善を促すことを目的としている。

AWS規格のアウトカム

AWS規格の実施は、サイトおよび流域内において、以下の5つの主要なアウトカムを達成することを目的としている。規格内の各基準には、その基準を充足することが、どのアウトカムに貢献するかを示すため、その基準と対となる、1つまたは複数のアウトカムのアイコンが付されている。

	<p>良好な水資源ガバナンスとは、政府、規制当局、供給者と利用者による水管理のあらゆる側面を包含するものであり、ウォーター・スチュワードシップの原則に沿って、利用者と自然環境の利益のために、水資源が責任をもって共有されることを確保するものである。</p>
	<p>持続可能な水収支とは、流域における継続的な水利用が、自然環境と他の水利用者にとっての水の利用可能性に、長期的な悪影響を与えない状態を指す。</p>
	<p>良好な水質状態とは、水の生物学的、化学的および物理的特性を指し、通常は利用基準に照らして評価されるものである。良好な水質状態とは、飲料水、灌漑、または生態系の維持など、意図された用途に水が適している状態を指す。</p>
	<p>健全な淡水生態系とそれらの生物多様性には、湖沼、貯水池、河川、小河川、運河、河口、地下水帯水層、さまざまな湿地の種類、それらの生態系に生息する多様な生物種が含まれる。健全な淡水生態系とは、その自然な変動範囲の中で、生態学的な構造、プロセス、機能、回復力を維持している状態を指す。</p>
	<p>すべての人へ安全な水と衛生設備、衛生習慣を提供 (WASH)とは、安全で安価な飲料水を普遍的かつ公平に利用できること、適切かつ公平な衛生設備と、衛生習慣を享受できることを指す。</p>

協働活動 (Collective Action)

AWS規格が目指すアウトカムは通常、単一のサイトだけで流域に対するアウトカムを完全に達成できるものではない。そのため、本規格ではウォーター・スチュワードシップの重要な原則の一つとして、水資源の責任ある管理者 (ウォーター・スチュワード) と関係するステークホルダーが参画する流域での協働活動 (Collective Action) を位置づけている。協働活動は、地域社会や先住民のガバナンスを尊重するとともに、既存の流域イニシアティブを置き換えたり競合したりするものではない。むしろ、AWS規格のアウトカムと整合する限り、それらの協働活動を支援し、積極的に関わっていくべきものである。

流域データおよびステークホルダーとの関与

AWSは、流域に関する水データが容易に入手できない、または不十分である地域が世界中に数多く存在することを認識している。したがって、規格の特定の要求事項に関して流域データが入手できない場合には、データの要請や関連する通信記録を含め、当該データを入手するためにサイトが行った努力の証拠を文書化しなければならない。同様に、サイトがステークホルダーに対して、自らのウォーター・スチュワードシップの取り組みへの参画やフィードバックの提供を強要できないことも認識されている。ステークホルダーが参画やフィードバックの提供に応じない場合には、ステークホルダーとの通信記録を含め、サイトがステークホルダーの参画を促し、フィードバックを求めるための合理的な努力を行ったという証拠を文書化しなければならない。

規格の認証

AWS規格の認証は、責任あるウォーター・スチュワードシップに関する国際的なベンチマークを満たしていることを確認するものである。これにより、企業は水の持続可能性に対する自らの取り組みについて信頼性のある主張を行うことが可能となり、投資家からの信頼向上、ブランド評価の改善、顧客との関係強化につながる。

AWS規格の認証には、サイトが達成することのできる3つのレベル「コア」、「ゴールド」、「プラチナ」がある。

「コア」認証を取得するためには、サイトはAWS規格に定められたすべてのコア要求事項に適合しなければならない。ゴールドレベルのAWS認証の取得を目指すサイトは、すべてのコア要求事項とゴールド要求事項に適合しなければならない。1つ以上のAWSのアウトカム領域についてプラチナ認証の取得を目指すサイトは、すべてのコア要求事項とゴールド要求事項に加えて、以下の図に示される、該当するアウトカム領域に関連する、個別のプラチナ要求事項の一式にも適合しなければならない。



ステップ1: 情報の収集と理解

水リスク、共有する水課題、および機会を理解するために、データを収集する。

意図: サイトは自らの水使用と流域の状況に関するデータを確実に収集し、かつ、自らの水に関連するインパクトおよび依存、水リスク、共有する水課題や機会を理解するために、これらのデータを確実に使用すること。収集した情報は、サイトのウォーター・スチュワードシップ戦略および計画(ステップ2)の策定の基礎となり、サイトのコミットメントを達成するために必要な行動(ステップ3)の指針にもなる。

ステップ1: 情報の収集と理解

基準	要求事項
<p>1.1</p>  <p>ウォーター・スチュワードシップの目的に向けて、サイトの範囲を定義し、対象となる流域を特定するための情報を収集する。</p>	<p>1.1.1 サイトの地図化は、以下の要素を含めて行わなければならない：</p> <ul style="list-style-type: none"> • サイトの境界線 • サイト内のすべての水源と取水地点 • 水が使用されている区域と施設 • 井戸、配管ネットワーク、サイトまたはその親組織が所有または管理する水処理、 • 再利用、貯留システムなどの水関連インフラ • サイト内の排水と雨水の排出地点 • 水質汚染の潜在的な発生源 <p>1.1.2 サイトのウォーター・スチュワードシップの目的のために、地表水の流域、また該当する場合には地下水の流域を特定し、地図化しなければならない。流域は、以下の条件を満たさなければならない：</p> <ul style="list-style-type: none"> • サイトの所在地を含むこと • 該当する場合、サイトの給水サービス事業者と水源の所在地を含むこと • 該当する場合、サイトの廃水サービス事業者と受水域の所在地を含むこと • HydroBASINS データセットのレベル6～10に相当するスケールであること
<p>1.2</p>  <p>水に関連するステークホルダーを特定し、関与するとともに、水に関する利害関係と課題を理解するようにする。</p>	<p>1.2.1 サイトの流域内(1.1.2)において、水に関連する利害関係を持つステークホルダーを特定しなければならない。存在する場合には、以下を含むがこれらに限定されない、すべての関連するステークホルダー・グループを網羅したステークホルダーの一覧表を作成し、文書化しなければならない：</p> <ul style="list-style-type: none"> • 地方自治体、規制当局および／またはその他の政府機関 • 水利用者協議会 • 水道事業者 • 工業と農業の水利用者 • 地域コミュニティ • サイトの就労者、サプライヤー、外部委託業者 • 先住民とその伝統的指導者 • 脆弱な立場にある集団 • 社会分野、環境分野の市民社会組織(CSO) • 学術機関 <p>1.2.2 ステークホルダーの水関連の利害関係および課題は、ステークホルダーへ関与するプロセスを通じて特定し、文書化しなければならない。このプロセスは以下の事項を満たさなければならない：</p> <ul style="list-style-type: none"> • 該当する場合、1.2.1に示されたすべての関連するステークホルダー・グループからの代表を含め、サイトがステークホルダーと関与するために行っている取り組みを示すこと。 • ステークホルダーの関心度と影響力のレベルに基づき、実施したステークホルダーへの関与レベルについて正当性を示すこと。 • ステークホルダーの参画機会を阻害しうる要因を考慮すること。
<p>1.3</p>  <p>サイトの水関連データを収集し、理解する。データには以下が含まれる:水資源ガバナンス、水収支、水利用効率、水質、淡水生態系及びその生物多様性、水・衛生設備・衛生習慣(WASH)、水に関連するコストと価値創造である。</p>	<p>1.3.1 水関連の法令と規制の遵守に責任を負う者の役職を含め、サイトにおける水関連の内部ガバナンス体制を文書化しなければならない。</p> <p>1.3.2 流入、消費、損失、貯留、水の再利用、流出および計量地点を含むサイトの水収支を地図化しなければならない。</p> <p>1.3.3 流入量、消費量、損失量、貯留量、再利用量、流出量を含むサイトの水収支を、モニタリングし、定量化しなければならない。年次のサイトの水収支、および水使用量の月次変動(最大、最小の上下変動を含む)を、傾向分析を含めて定量化し、文書化しなければならない。</p> <p>1.3.4 サイトの水利用効率(原単位;生産量、活動量または面積当たりのm3)は、少なくとも年1回、傾向分析を含めてモニタリングし、定量化しなければならない。</p>

ステップ1: 情報の収集と理解

基準	要求事項
	<p>1.3.5 サイト内の水源、供給される水、排出水の水質を、モニタリングし、定量化しなければならない。排水については、汚染物質の濃度および負荷量を特定し、定量化しなければならない。年次および季節的な最大、最小の上下変動も、傾向分析を含めて特定しなければならない。</p> <p>1.3.6 水質汚染の潜在的な発生源を特定しなければならない。サイト内で使用または保管されているすべての化学物質、燃料、肥料、有害廃棄物、その他の重要な汚染物質について、現地の法令に基づき、水質汚染の潜在的発生源のインベントリを作成し、文書化しなければならない。</p> <p>1.3.7 サイト内の淡水生態系とその生物多様性を特定し、地図化または文書化し、その状態を評価しなければならない。これには、以下を含むが、これらに限定されない： <ul style="list-style-type: none"> • 水域と湿地 • 氾濫原と帯水層の涵養域 • 絶滅危惧種と希少種 • 侵略的外来種 </p> <p>1.3.8 サイトにおけるWASH(水・衛生設備・衛生習慣)提供へのアクセスと適切性のレベルは、国内の規制の要求事項、または法規制が存在しない場合には国際的なガイドラインと比較して文書化し、モニタリングしなければならない。これには、以下を含む： <ul style="list-style-type: none"> • 就労者が飲用、調理、洗浄のために利用できる水の利用可能性と水質 • トイレ、手洗い設備の数、その設置場所、設計、状態、安全性、清掃、保守の頻度に関する説明 • WASH施設が対応している就労者数 </p> <p>1.3.9 ゴールド要求事項 年次の水関連コストを定量化しなければならない。また、サイトによって創出される社会的、環境的、経済的な水関連の価値を特定し、文書化しなければならない。</p>
<p>1.4 流域(1.1.2)に関する既存の水関連データを収集し、理解する。これには、水資源ガバナンス、水収支、水質、淡水生態系、生物多様性、水に関連する気候動向、インフラ、また水・衛生設備・衛生習慣(WASH)を含む。</p> 	<p>1.4.1 流域における水資源のガバナンスへの取り組みは、流域計画、水に関連する公共政策と主な公共主導の取り組みを含めて特定し、文書化しなければならない。これら水資源のガバナンスのイニシアティブに関連するゴールを、サイトの参画や協働活動の可能性を検討するための参考となるよう、特定しなければならない。</p> <p>1.4.2 サイトに適用される水関連の法令と規制の要求事項を特定し、文書化しなければならない。また、特定された法令と規制の要求事項がサイトにどのように適用されるかについての説明を文書化しなければならない。</p> <p>1.4.3 流域における水の社会的、文化的、レクリエーション上の価値を、1.2.2に示されたステークホルダーとの協議を通じて特定し、文書化しなければならない。これには、以下を含む： <ul style="list-style-type: none"> • 地域社会または先住民族の基本的ニーズを満たすために不可欠な水関連区域 • 社会的、文化的またはレクリエーション上の価値を有すると考えられる水関連区域 • 該当する場合、流域におけるステークホルダーの慣行水利権 </p> <p>1.4.4 流域の水収支を定量化し、文書化しなければならない。流域の水収支を算定するためのデータが不十分な場合には、水ストレスの指標を定量化しなければならない。入手可能な場合には、年次および季節的な変動を傾向の説明を含めて特定し、文書化しなければならない。</p> <p>1.4.5 流域の水質を特定し、定量化しなければならない。対象にはサイトの水源および受水域を含むが、これらに限定されない。懸念される物理的、化学的、生物学的パラメータを特定しなければならない。入手可能な場合には、年次および季節的な最大、最小の上下変動を、傾向の説明を含めて特定し、文書化しなければならない。サイトが淡水化された水を使用している場合には、淡水化プロセスからの排水とその受水域の水質を含めなければならない。</p>

ステップ1: 情報の収集と理解

基準	要求事項
	<p>1.4.6 流域における淡水生態系と生物多様性を特定、地図化または文書化し、またその状態を評価しなければならない。これには、以下を含むが、これらに限定されない：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保護地域と保全地域 ・ 生物多様性重要地域(KBA) ・ 国際的に重要なラムサール条約湿地 ・ 環境流量 ・ 絶滅危惧種と希少種 ・ 侵略的外来種 ・ 1.2.2に示された流域のステークホルダーに重要と特定された淡水生態系と生物種 ・ 地域的または地球規模で急速な減少を示している一般的な淡水生態系と生物種 <p>1.4.7 流域における水に関連する気候傾向は、降水量と水関連の極端な気象現象に関する観測データと将来予測の変化を含めて特定し、文書化しなければならない。また、気候変動が水に及ぼす現在と潜在的な将来のインパクトを特定し、文書化しなければならない。</p> <p>1.4.8 サイトが依存している、または影響を受ける可能性のある流域内で共有された水関連インフラ設備を特定し、地図化されなければならない。インフラ設備の状態、また極端な気象現象への潜在的な曝露についての説明を文書化しなければならない。</p> <p>1.4.9 流域における適切なWASHサービスへのアクセスのレベルを特定し、文書化しなければならない。これには、以下を含む：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 安全な飲料水サービスにアクセス可能な人口の割合 ・ 衛生設備のサービスにアクセス可能な人口の割合 ・ 衛生習慣のサービスにアクセス可能な人口の割合 <p>1.4.10 ゴールド要求事項</p> <p>サイトは、既存または新規のデータポイント(観測データ)について、精度および/または頻度の観点で向上する範囲において、流域レベルのデータ収集を支援、および/または自ら実施しなければならない。流域データを文書化し、関連する流域のステークホルダーと共有しなければならない。</p>
<p>1.5 流域とバリューチェーンにおける、サイトの水に関連するインパクトと依存を理解する。</p> 	<p>1.5.1 サイトは、サイト(1.3)および流域の状況(1.4)の理解に基づき、サイトの水に関連するインパクトと依存を特定し、文書化しなければならない。これには、以下を含めなければならない：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 水収支、水質、および淡水生態系と生物多様性について、それぞれ少なくとも1つのインパクトと1つの依存の特定 ・ データソース、前提条件、データギャップの文書化 ・ 十分なデータが利用可能な場合における、季節的または長期的な傾向の説明 <p>1.5.2 ゴールド要求事項</p> <p>サイトは、自社のバリューチェーンにおける間接的な水の利用のインパクトと依存を特定し、文書化しなければならない。これには、以下を含む：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 一次サプライヤーの所在国および調達元の流域、および水リスクのレベル ・ 一次サプライヤーから調達された製品および/またはサービスに関連する水利用のインパクトと依存の説明 ・ 消費者による製品の使用と廃棄に関連する水利用のインパクトと依存の説明
<p>1.6 サイトが直面する水リスク、流域における共有する水課題、それらに対処する機会を理解する。</p> 	<p>1.6.1 サイトのインパクトと依存(1.5.1)に関する理解に基づき、サイトが直面する水リスクを特定し、文書化しなければならない。リスクは、一定の期間内における発生可能性とインパクトの深刻度、潜在的なコストおよび事業へのインパクトの評価に基づいて、優先順位を付けなければならない。</p> <p>1.6.2 収集された情報から、共有する水課題を特定し、優先順位を付け、文書化しなければならない。これには、以下を含む：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ サイトの水リスク(1.6.1) ・ ステークホルダーの水に関連する課題(1.2.2) ・ 流域データ(1.4) <p>1.6.3 流域における共有する水課題に対処するための機会を特定し、優先順位を付け、文書化しなければならない。これには、サイトが協働活動にどのように参加し得るかの説明を含む。</p>



ステップ2: コミットメントと計画

水資源の責任ある管理者（ウォーター・スチュワード）となることを誓約し、ウォーター・スチュワードシップ計画を策定する。

意図: サイトがAWS規格を実施するために戦略と計画、十分なリーダーシップの支援、サイトの権限と割り当てられたリソースを確実に確保すること。このステップでは、AWSウォーター・スチュワードシップの5つのアウトカムの観点から、サイト自らのウォーター・スチュワードシップの実績や流域の状態を改善するために、サイトが水リスクや共有する水課題に対してどのように行動するかに焦点を当てる。ステップ2では、誰が、いつ、何を行うかを説明することで、ステップ1で収集した情報を、ステップ3で実施される活動に結びつける。

ステップ2:コミットメントと計画

基準	要求事項
<p>2.1</p>  <p>ウォーター・ステewardシップ戦略を策定し、サイトの最高責任者、または必要に応じて組織の本社内の適任者がウォーター・ステewardシップのコミットメントに署名し、取り組み公的に開示することにより、これを誓約する。</p>	<p>2.1.1 サイトおよび/または組織のウォーター・ステewardシップ戦略を文書化しなければならない。この戦略は、AWS規格に準拠した良好なウォーター・ステewardシップのための、組織の包括的な使命、ビジョンとゴールを明確にしなければならない。</p> <p>2.1.2 サイトによって署名された取り組みコミットメントの声明文を文書化し、組織内に周知しなければならない。この声明文には、以下の取り組みコミットメントを含めなければならない:</p> <ul style="list-style-type: none"> • サイトは、AWS規格の5つのアウトカムに対する達成に向けた取り組みを実施し、その進捗を開示すること • サイトのウォーター・ステewardシップの取り組みは、既存の流域の持続可能性に関する政策や計画と整合し、これらを支援するものであること • サイトは、ステークホルダーに対して、オープンで透明性のある方法で関与すること • サイトは、ウォーター・ステewardシップの実施に必要なリソースを割り当てること <p>2.1.3 ゴールド要求事項</p> <p>2.1.2に定める要求事項を満たし、組織の最高経営責任者または取締役会などの意思決定機関によって署名された取り組みコミットメントの声明文を、文書化し、公的に開示しなければならない。</p>
<p>2.2</p>  <p>水に関連する法規制の遵守を達成し、かつ維持するための管理体系を構築し、文書化する。</p>	<p>2.2.1 水に関連する法規制の遵守を管理するためのサイトの管理体系を文書化しなければならない。これには以下を含めるものとする:</p> <ul style="list-style-type: none"> • 組織内構造における遵守責任者の選任 • 規制当局への申請と記録管理のためのプロセス • 新規または改正された法令を特定するためのプロセス
<p>2.3</p>      <p>サイトの水リスクと流域における共有される水課題に対応し、負のインパクトを最小化することを目的として、AWS規格の5つのアウトカム領域それぞれにターゲットを設定したウォーター・ステewardシップ計画を策定する計画は年1回見直し、更新する。</p>	<p>2.3.1 ウォーター・ステewardシップ計画には、良好な水ガバナンスに関するターゲットを含まなければならない。これには以下を含むものとする:</p> <ul style="list-style-type: none"> • 各ターゲットをどのように測定し、モニタリングするかを示す指標 • ターゲットを達成、維持、または上回るための行動とリソース • 年次の中間ターゲットを含む、ターゲットの達成に向けた計画期間 • 各ターゲットと、水に関連するインパクト、サイトの水リスクおよび/または流域における共有する水課題との関連性 • 該当する場合は、協働活動の特定と説明。これには関係する組織とサイトが果たす役割を含む • 評価結果(4.1)の計画への反映の有無、および反映方法 <p>2.3.2 ウォーター・ステewardシップ計画には、持続可能な水収支に関するターゲットを含まなければならない。これには以下を含むものとする:</p> <ul style="list-style-type: none"> • 各ターゲットをどのように測定し、モニタリングするかを示す指標 • ターゲットを達成、維持(または上回る)するための行動とリソース • 年次の中間ターゲットを含む、ターゲットの達成に向けた計画期間 • 各ターゲットと、水に関連するインパクト、サイトの水リスクおよび/または流域における共有する水課題との関連性 • 該当する場合は、協働活動の特定と説明。これには関係する組織、およびサイトが果たす役割を含む • 評価結果(4.1)の計画への反映の有無、および反映方法 <p>2.3.3 ウォーター・ステewardシップ計画には、良好な水質に関するターゲットを含めなければならない。これには以下を含むものとする:</p> <ul style="list-style-type: none"> • 各ターゲットをどのように測定し、モニタリングするかを示す指標 • ターゲットを達成、維持(または上回る)するための行動とリソース • 年次の中間ターゲットを含む、ターゲットの達成に向けた計画期間 • 各ターゲットと、水に関連するインパクト、サイトの水リスクおよび/または流域における共有する水課題との関連性 • 該当する場合は、取り組み協働活動の特定と説明。これには関係する組織、およびサイトが果たす役割を含む • 評価結果(4.1)の計画への反映の有無、および反映方法

ステップ2:コミットメントと計画

基準	要求事項
	<p>2.3.4 ウォーター・スチュワードシップ計画には、健全な淡水生態系と生物多様性に関するターゲットを含めなければならない。これには、以下が含むものとする：</p> <ul style="list-style-type: none"> 各ターゲットをどのように測定し、モニタリングするかを示す指標 ターゲットを達成、維持(または上回る)するための行動とリソース 次の中間ターゲットを含む、ターゲットの達成に向けた計画期間 各ターゲットと、水に関連するインパクト、サイトの水リスクおよび／または流域における共有する水課題との関連性 該当する場合は、協働活動の特定と説明。これには関与する組織、およびサイトが果たす役割を含む 評価結果(4.1)の計画への反映の有無、および反映方法 <p>2.3.5 ウォーター・スチュワードシップ計画には、安全な水、衛生設備および衛生習慣に関するターゲットが含まれなければならない。これには以下を含むものとする：</p> <ul style="list-style-type: none"> 各ターゲットをどのように測定し、モニタリングするかを示す指標 ターゲットを達成し、維持(または上回る)するための行動とリソース 年次の中間ターゲットを含む、ターゲットの達成に向けた計画期間 各ターゲットと、水に関連するインパクト、サイトの水リスクおよび／または流域における共有する水課題との関連性 該当する場合は、協働活動の特定と説明。これには関与する組織、およびサイトが果たす役割を含む 評価結果(4.1)の計画への反映の有無、および反映方法
<p>2.4 サイトは、水関連リスクに対する対応力と回復力を実証する。</p> 	<p>2.4.1 サイトのインシデント対応計画を文書化しなければならない。この計画は、1.6.1において特定された水関連リスクに関連するインシデントに対応するものでなければならない。</p> <p>2.4.2 ゴールド要求事項</p> <p>サイトのウォーター・スチュワードシップ計画(2.3)は、流域における気候傾向(1.4.7)に関連する水リスク(1.6.1)に対する回復力を構築するため、気候変動の影響を考慮したものとしなければならない。ウォーター・スチュワードシップ計画には、以下を含めなければならない：</p> <ul style="list-style-type: none"> 水関連の気候リスクに対するサイトの脆弱性の(分析結果の)明示 サイトの適応に関するゴール、ターゲット、および行動

ステップ3： 実施

アウトカムを創出するために、サイトの
ウォーター・スチュワードシップ計画を実施する。

意図：サイトがステップ2で示した計画の実施、ターゲットに向けた進捗の実証、およびAWSウォーター・スチュワードシップの5つのアウトカムに対する実績の改善推進を確実にすること。

ステップ3:実施

基準	要求事項
3.1  水関連の法規制上の要求事項を遵守し、流域における水の社会的、文化的、レクリエーション的価値を尊重するための管理体系を実施する。	3.1.1 水関連の法令および規制を遵守するためのサイトの管理体系を 実施 し、完全に遵守していることを 文書化 しなければならない。 3.1.2 サイトは、流域における水の社会的、文化的、レクリエーション的価値(1.4.3)に対するあらゆる負のインパクト(1.5.1)を 軽減 しなければならない。また、インパクトを軽減するための措置を 文書化 しなければならない。
3.2  良好な水資源ガバナンスに関するターゲットを達成するため、サイトのウォーター・ステewardシップ計画を実施する。	3.2.1 サイトは、流域における水資源ガバナンスのイニシアティブ(1.4.1)に 参画 しなければならない。また、 参画状況 を モニタリング し、 文書化 しなければならない。 3.2.2 ゴールド要求事項 サイトは、流域における水資源ガバナンスのイニシアティブ(1.4.1)を積極的に支援しなければならない。また、サイトの インプット と 関与状況 は モニタリング 、 文書化 しなければならない。 3.2.3 プラチナ要求事項 – 水資源のガバナンス サイトは、流域における水資源のガバナンスを改善するため、 公共政策 への 関与 に積極的に 参画 しなければならない。また、サイトの 貢献内容 を モニタリング し、 文書化 しなければならない。
3.3  持続可能な水収支に関するターゲットを達成するため、サイトのウォーター・ステewardシップ計画を実施する。	3.3.1 サイトは、1.3.4で設定したベースラインと比較して、 水使用効率 (原単位)を改善しなければならない。また、 進捗状況 を モニタリング し、 定量化 しなければならない。 3.3.2 ゴールド要求事項 サイトは、1.3.3で設定したベースラインと比較して、 自らの総取水量 を削減する、または流域において 水を還元(補充) しなければならない。また、 進捗状況 を モニタリング し、 定量化 しなければならない。 3.3.3 プラチナ要求事項 – 水収支 サイトは、流域において、 自らの総取水量と同量 、またはそれを上回る 水量 を還元(補充)しなければならない。また、 進捗状況 を モニタリング し、 定量化 しなければならない。
3.4  良好な水質に関するターゲットを達成するため、サイトのウォーター・ステewardシップ計画を実施する。	3.4.1 サイトにおける 水質 は、すべての項目において水関連の法規制上の要求事項で定められた 閾値 を満たさなければならない。また、 進捗状況 を モニタリング し、 定量化 しなければならない。 3.4.2 ゴールド要求事項 サイトは、1.3.5で設定したベースラインと比較して、 自らの排出水の汚濁負荷量 を削減しなければならない。また、 進捗状況 を モニタリング し、 定量化 しなければならない。 3.4.3 プラチナ要求事項 – 水質 サイトは、1.4.5で設定したベースラインと比較して、 懸念される1つ以上の物理的、化学的または生物学的項目 について、 流域の水質 を改善しなければならない。また、 進捗状況 を モニタリング し、 定量化 しなければならない。
3.5  健全な淡水生態系と生物多様性に関するターゲットを達成するため、サイトのウォーター・ステewardシップ計画を実施する。	3.5.1 1.3.7において 特定されたサイト内の淡水生態系 、およびその 生物多様性 は、 保護 、 保全 または 復元 されなければならない。また、 進捗状況 を モニタリング し、 定量化 しなければならない。 3.5.2 ゴールド要求事項 サイトは、1.4.6において 特定された流域内の淡水生態系 、およびその 生物多様性の保護 または 保全 に貢献するとともに、1.5.1において 特定されたあらゆる負のインパクト を軽減しなければならない。また、 進捗状況 を モニタリング し、 定量化 しなければならない。 3.5.3 プラチナ要求事項 – 淡水生態系と生物多様性 サイトは、1.4.6において 特定された流域内の劣化した淡水生態系 およびその 生物多様性の復元 に貢献しなければならない。また、 進捗状況 を モニタリング し、 定量化 しなければならない。

ステップ3:実施

基準	要求事項
<p>3.6  安全な飲料水へのアクセス、効果的な衛生設備、健康を守る衛生習慣(WASH)を提供する計画を実施する。</p>	<p>3.6.1 サイトがすべての就労者に対し、適切なWASHへのアクセスを提供しなければならない。これは国内の法規制上の要求事項に準拠するものとし、あるいは法規制が存在しない場合には国際的なガイドラインに従うものとする。また、実施状況をモニタリングし、定量化しなければならない。</p> <p>3.6.2 <u>ゴールド要求事項</u> WASHが共有する水課題として特定されている場合、サイトは、直接的な提供、または政府機関や市民社会パートナーへの支援を通じて、流域における適切なWASHサービスへのアクセスを支援しなければならない。また、実施状況をモニタリングし、定量化しなければならない。</p> <p>3.6.3 <u>プラチナ要求事項 – WASH</u> サイトは、直接的なWASHの提供、または政府機関や市民社会パートナーへの支援を通じて、自らのバリューチェーンにおける適切なWASHサービスへのアクセスを支援しなければならない。また、実施状況をモニタリングし、定量化しなければならない。</p>
<p>3.7      サイトのウォーター・スチュワードシップ計画に定められた協働活動を実施する。</p>	<p>3.7.1 サイトのウォーター・スチュワードシップ計画(2.3)に定められた協働活動を実施し、その進捗状況をモニタリングし、文書化しなければならない。協働活動の性質とサイトの役割には、少なくとも以下を含めなければならない：</p> <ul style="list-style-type: none"> • 存在する場合は、協働活動のイニシアティブへの参画 • 関与するステークホルダーとの水関連データおよび情報の共有 • 二者間の連携 <p>3.7.2 <u>ゴールド要求事項</u> サイトのウォーター・スチュワードシップ計画(2.3)に定められた協働活動を実施し、進捗状況をモニタリングし、文書化しなければならない。協働活動の性質とサイトの役割には、少なくとも以下を含めなければならない：</p> <ul style="list-style-type: none"> • 明確に定義された役割を伴う、協働活動のイニシアティブへの積極的な参画 • 思決定に資する、水関連の利害関係および課題についての共通理解を形成するためのステークホルダーとの協議 • 同業種の業界団体や特定の産業セクターで構成されるグループとの連携 <p>3.7.3 <u>プラチナ要求事項</u> サイトのウォーター・スチュワードシップ計画(2.3)に定められた協働活動を実施し、進捗状況をモニタリングし、文書化しなければならない。協働活動の性質とサイトの役割には、少なくとも以下を含めなければならない：</p> <ul style="list-style-type: none"> • 協働活動イニシアティブの主催または共同主催 • 共通の目的、責任および意思決定体制の確立 • 複数の業界団体や産業セクターで構成されるグループとの協働

ステップ4: 評価

サイトのウォーター・スチュワードシップの実績を評価する。

意図:ステップ3で実施した活動を見直し、ウォーター・スチュワードシップ計画に対するサイトの実績を評価するとともに、意図した結果および意図しない結果の双方から学び、その知見を次期のウォーター・スチュワードシップ計画に反映させること。

注:ステップ4の要求事項は、ウォーター・スチュワードシップ計画の開始から1年後に適用される。

ステップ4: 評価

基準	要求事項
<p>4.1 ウォーター・ステewardシップ計画に対するサイトの実績を評価し、ウォーター・ステewardシップのアウトカム達成への寄与を実証する。</p> 	<p>4.1.1 ウォーター・ステewardシップ計画(2.3)におけるすべてのターゲットに対するサイトの実績を、年次で評価し、その結果を文書化しなければならない。</p> <p>4.1.2 ゴールド要求事項 ウォーター・ステewardシップ計画から生じたコスト、削減額および価値創出を年次で評価しなければならない。また、コストと削減額を定量化し、サイトのウォーター・ステewardシップ計画の実施を通じて創出された社会的、環境的および経済的価値に関する説明を文書化しなければならない。</p> <p>4.1.3 プラチナ要求事項 流域における共有する水課題に対処するための取り組みを含む、サイトのウォーター・ステewardシップの実績に関するステークホルダーによる評価を、協議プロセスを通じて年次で実施し、文書化しなければならない。このプロセスは以下を満たさなければならない： ・ 1.2.2において関与したすべてのステークホルダーとの協議のためのサイトの取り組みを実証すること ・ ステークホルダーの参画機会を阻害しうる要因を考慮すること ・ サイトのウォーター・ステewardシップの実績に関するステークホルダー協議の実施を裏付ける証拠を提示すること</p>
<p>4.2 水関連インシデントの発生状況およびインパクトを見直し、サイトのインシデント対応計画と気候変動適応計画の有効性を評価する。</p> 	<p>4.2.1 サイトは、水関連インシデントについて年次の見直しを実施しなければならない。サイトのインシデント対応計画の有効性を評価し、その結果を文書化しなければならない。また、必要に応じて、評価プロセスから得られた知見を反映するため、当該計画を更新しなければならない。</p> <p>4.2.2 ゴールド要求事項 ウォーター・ステewardシップ計画(2.4.2)を通じた回復力の強化に向けたサイトの取り組みについて、実施の進捗状況、施策の有効性を含め、年次で評価しなければならない。また、その結果を文書化し、必要に応じて、評価プロセスから得られた知見を反映するため、計画を更新しなければならない。</p>
<p>4.3 継続的改善の観点から、評価プロセスから得られた知見を反映させるためにサイトのウォーター・ステewardシップ計画を更新する。</p> 	<p>4.3.1 サイトのウォーター・ステewardシップの実施に関する年次実績評価(4.1.1)において、ターゲットが達成されていない、または活動が実施されていないことが判明した場合、その結果に関する分析を文書化しなければならない。また、サイトは、達成されていないすべてのターゲットについて、ウォーター・ステewardシップ計画の修正内容を策定し、文書化しなければならない。</p> <p>4.3.2 サイトのウォーター・ステewardシップ計画は、評価プロセス(4.1)から得られた知見を反映するため、年次で更新しなければならない。また、計画への更新内容を特定し、文書化しなければならない。</p>



ステップ5： コミュニケーションと 開示

ウォーター・スチュワードシップについて
コミュニケーションし、サイトの実績を開
示する。

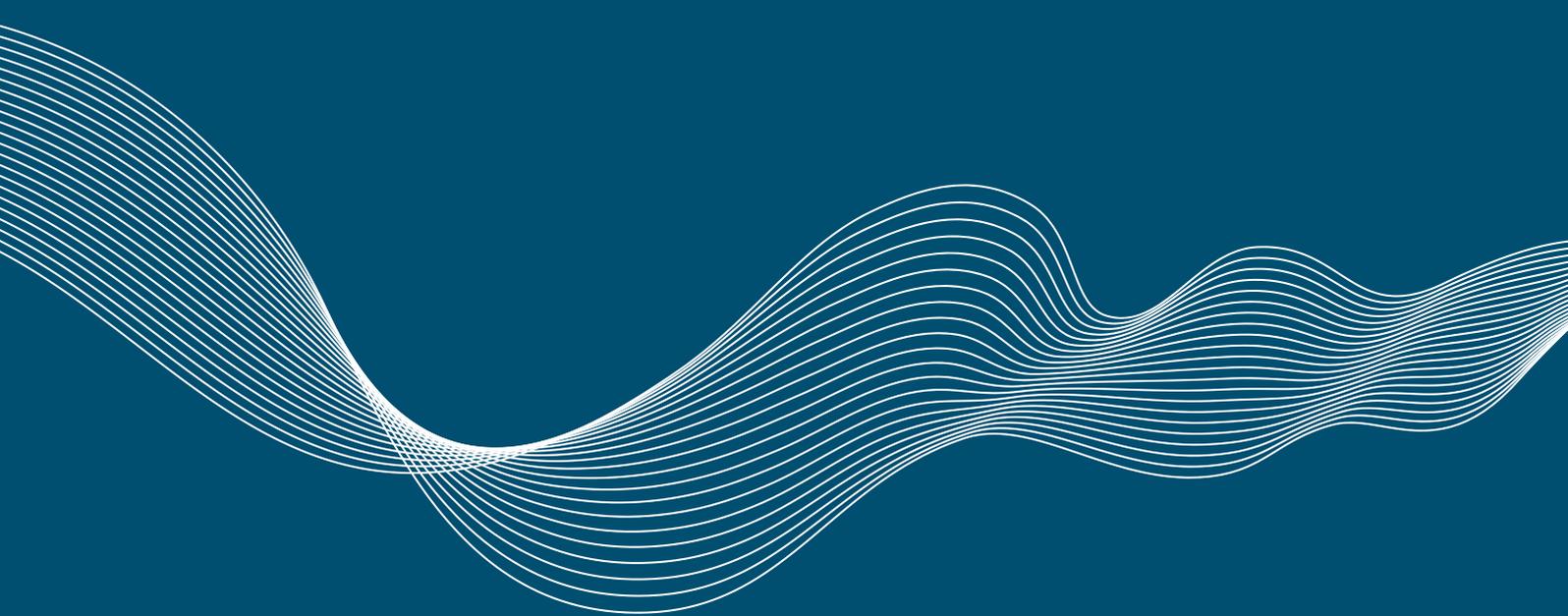
意図：ウォーター・スチュワードシップへのコミットメント、方
針及び計画に対する実績をコミュニケーションすることによ
り、透明性と説明責任を促すこと。

関連情報をコミュニケーションし、開示することで信頼が構築
され、他者がサイトの操業について十分な情報に基づく見解
を持ち、自らの関与の仕方を調整することが可能となる。

ステップ5:コミュニケーションと開示

基準	要求事項
<p>5.1 サイトのウォーター・スチュワードシップ計画について、すべての関連ステークホルダーに対してコミュニケーションする。</p> 	<p>5.1.1 すべてのターゲットと行動、および共有する水課題への対処方法を含む、ウォーター・スチュワードシップ計画(2.3)の要約を、1.2.2に基づき関与したすべてのステークホルダーにコミュニケーションしなければならない。</p> <p>5.1.2 ゴールド要求事項</p> <p>すべてのターゲットと行動を含むサイトのウォーター・スチュワードシップ計画(2.3)の要約について、協議プロセスを通じてステークホルダーからのフィードバックを収集し、文書化しなければならない。このプロセスは以下を満たさなければならない:</p> <ul style="list-style-type: none"> 1.2.2に基づき関与したすべてのステークホルダーと協議するためのサイトの取り組みを実証すること ステークホルダーの参画能力を阻害する要因を考慮すること サイトのウォーター・スチュワードシップ計画に関するステークホルダー協議の実施を裏付ける証拠を提示すること
<p>5.2 サイトのターゲットに対する実績、および共有する水課題への対処に向けた取り組みを含む、年次のウォーター・スチュワードシップの要約をコミュニケーションし、開示する。</p> 	<p>5.2.1 ウォーター・スチュワードシップ計画(2.3)に含まれるすべてのターゲットに対する実績と共有する水課題への対処に向けた取り組みを含む、サイトのウォーター・スチュワードシップの実績の要約を、1.2.2に基づき関与したステークホルダーに年次でコミュニケーションしなければならない。</p> <p>注:本要求事項は、ウォーター・スチュワードシップ計画の実施から1年後に適用される。</p> <p>5.2.2 ゴールド要求事項</p> <p>ウォーター・スチュワードシップ計画(2.3)に含まれるすべてのターゲットに対する実績、および共有する水課題へ対処するため取り組みを含む、サイトのウォーター・スチュワードシップの実績に関する要約を、年次で公的に開示しなければならない。</p> <p>注:本要求事項は、ウォーター・スチュワードシップ計画の実施から1年後に適用される。</p>
<p>5.3 すべての関連するステークホルダーとの間で、ウォーター・スチュワードシップに関する透明性の高いコミュニケーションを維持する。</p> 	<p>5.3.1 ステークホルダーからのフィードバックを継続的に受けとり、対応するためのプロセスを実施し、公的に開示しなければならない。このプロセスは以下を満たさなければならない:</p> <ul style="list-style-type: none"> 目安となる対応期間を明記した、フィードバックへの明確な対応手順と提示すること すべてのステークホルダー・グループが利用可能であり、かつ、ステークホルダーの参画機会を阻害する要因を考慮していること <p>5.3.2 サイトにおいて水関連の法規制上のコンプライアンス違反が発生した場合は、関連する政府機関と規制当局に対し、速やかにコミュニケーションしなければならない。</p>

用語集



アウトカム(Outcome)

認証制度または認証制度の一部のアウトプットから生じる、短期的および中期的な結果または変化。AWS規格が意図する5つのアウトカムは、(1) 良好な水ガバナンス、(2) 持続可能な水収支、(3) 良好な水質状態、(4) 健全な淡水生態系と生物多様性、(5) すべての人のための安全な水、衛生設備、衛生習慣(WASH)である。(以下を基に作成：[ISEAL, 2025年](#))

依存(Dependency)

組織が機能するために依存している環境資産および生態系サービスの側面。これには、地表水および地下水の供給、水流と水質の調整、火災や洪水などの災害の調整、炭素隔離が含まれる。(以下の出典を基に作成：[SBTN, 2023年](#))

一次サプライヤー(Tier 1 supplier)

サイトまたはその親組織に対して、製品またはサービスを直接的に提供または販売するサプライヤー。(以下を基に作成：[CDP, 2024年](#))

井戸(水) (Well(water))

地下の帯水層から水を取水する目的で、あらゆる手段によって設置された人工的な掘削物。掘削、ボーリング、または打設による垂直孔、または地表面の最大幅よりも深さが長く、地下水を供給すること、または流体を地下に貯留もしくは埋設することを目的とするものである。(以下を基に作成：[United States Geological Survey \(米国地質調査所\), 2018年](#))

インシデント対応計画(Incident response plan)

漏出、漏えい、その他の汚染事象など、環境、健康、安全に関するインシデントに対応するための手順と責任を概説した文書。

インパクト(Impact)

淡水(量、質および生態系)の状態の変化であり、社会的および経済的機能を提供する自然の能力に変化をもたらす可能性があるもの。インパクトはプラスにもマイナスにもなり得る。それらは、組織または他の当事者の行動の結果である可能性があり、直接的、間接的、または累積的である可能性がある。(以下の出典を基に作成：[TNFD, 2023年](#))

インフラ(Infrastructure)

水の取水、導水、貯水、処理および供給、ならびに廃水の収集、処理および排出のために構築された建造物および設備。これには、ボーリング孔、表流水の取水施設、貯水池、配管、ポンプ、運河、制御システム、受水槽、水処理システムが含まれる。廃水のための湿地を利用した処理システムを含む場合もある。公共の上水道の場合、配水システムが含まれる。

WASH

WASHは、水(Water)、衛生設備(Sanitation)、および衛生習慣(Hygiene)の頭文字をとった略語である。飲用、洗浄、および家庭での用途のための水へのアクセス可能性・利用可能性、および水質、安全な排泄物の除去および管理、手洗い、食品衛生、および月経衛生管理を含む、健康の維持と疾病の蔓延防止に資する条件および慣行を指す。「すべての人々のための安全なWASH」とは、安全で安価な飲料水への普遍的かつ公平なアクセス、ならびに適切かつ公平な衛生設備および衛生習慣へのアクセスを指す。(以下の出典を基に作成：[WHO & UNICEF, 2025年](#))

ウォーター・スチュワードシップ(Water stewardship)

サイト及び流域を起点とする活動を伴い、ステークホルダーを巻き込んだ包摂的なプロセスを通じて実現される、社会的・文化的に公平で、環境的にも持続可能であり、経済的にも有益な水の利用。

汚濁負荷量(Pollutant load)

単位時間あたりの質量の単位(例:kg P/日)で示される、栄養塩類などの汚染物質が受水域に供給される速度。(以下の出典を基に作成：[SBTN, 2023](#))

汚染物質濃度(Pollutant concentration)

単位体積あたりの質量の単位(例:mg P/L)で示される、一定体積の水に含まれる汚染物質の量。(以下を基に作成：[SBTN, 2023](#))

開示された(Disclosed)

企業によって公的に共有された情報。これには、公的に利用可能な報告書に加え、方針、手順、取り組みコミットメント、ウォーター・スチュワードシップの実績など、その他の情報の無償での一般公開が含まれ得る。情報開示は、透明性を確保するための手段である。(以下の出典を基に作成：[Accountability Framework Initiative, 2024\(アカウンタビリティ・フレームワーク・イニシアティブ, 2024年\)](#))

回復力(Resilience)

衝撃やストレスのインパクトにもかかわらず、それらの衝撃やストレスに対応し、存続して繁栄する、個人、組織、またはシステムの能力。(出典：[Water Resilience Assessment Framework, 2021年](#))

環境流量 (Environmental flows)

環境流量は、淡水および河口域の生態系、ならびにこれらの生態系に依存する人々の生計と幸福を維持するために必要な水流の量、時期、および質をいう。(出典：[TNFD, 2023年](#))

慣行水利権(Customary water rights)¹

先住民コミュニティによって用いられる水の配分に関するルールと伝統的慣行の集合体。慣行に基づくものであり、一般に成文法ではなく、口承により記録、継承される。(以下の出典を基に作成:[Global Water Partnership\(グローバル・ウォーター・パートナーシップ\)](#))

間接的な水の利用 (Indirect water use)

製品とサービスの製造、提供において使用される、サイトのサプライチェーンにおいて使用される水。

気候変動(Climatic change)

地球の大気の組成を変化させる人間活動に直接又は間接に起因する気候の変化であって、比較可能な期間において観測される気候の自然な変動に対して追加的に生ずるもの。(出典:[UNFCCC, 1992\(国連気候変動枠組条約, 1992年\)](#))

基準(Criteria)

アウトカムを達成するために満たされる必要がある条件。(以下を基に作成:[ISEAL, 2013年](#))

共有する水課題(Shared water challenge)

サイトおよび流域内の1者以上のステークホルダーが共有する、水に関連する課題、懸念または脅威。例としては、物理的な水不足、水質の悪化、および水配分に関する規制上の制限などが含まれる。

ゴール(Goal)

組織が特定の期間内に達成することを目指す、より大きな戦略的ビジョンを捉えた高レベルの野心(アンビション)の表明。(以下の出典を基に作成:[TNFD, 2023年](#) および [世界自然保護基金\(WWF\), 2021年](#))

協働活動(Collective action)

共有する淡水課題に対処することを目的として、相互補完的な役割を果たす利害関係者が、知識、リソースおよび/または専門性を結集し、さまざまな地理的スケールにおいて共同で解決策を特定し実施する、調整された一連の連携活動。(出典:[AWS et al., 2024年](#))

コンプライアンス違反(Compliance violation)

所定の法令または規制上の要求事項を遵守または履行していない、もしくは一部しか遵守または履行していない事象。(以下の出典を基に作成:[Accountability Framework Initiative, 2024\(アカウンタビリティ・フレームワーク・イニシアティブ, 2024年\)](#))

サイト(Site)

実施組織が土地を所有または管理し、主要な活動を行っている物理的な区域。多くの場合、それは連続した土地の区域であるが、物理的には離れていても近接している区域(特に同一の流域内にある場合)を含むこともある。組織が自らの水源および/または廃水処理施設を操業している場合、それらは「サイト」の一部と見なされなければならない。独立した水源(例:湧水地、ボーリング孔、貯水池)および、特定の場所に紐づかないサイト(例:船舶、沖合の掘削装置)は認証の対象とならない。

実施された(Implemented)

意図した結果を達成するために、プロセス、手順、または計画が実際に実行または運用されている状態。(以下の出典を基に作成:[ISO, 2023年](#))

湿地(Wetland)

季節的または恒常的に冠水し得る飽和状態の土壌を有する移行帯の生態系で、低木または高木に覆われることがある。(出典:[SBTN, 2023年](#))

指標(Metric)

測定または分析しようとする対象に関連する、データの定量的な尺度。(以下を基に作成:[SBTN, 2023年](#))

取水量(Water withdrawal)

あらゆる用途のために、すべての水源からサイトの境界内に引き込まれた水の合計。(以下の出典を基に作成:[CDP, 2024年](#))

受水域(Receiving water body)

サイトから直接、または廃水処理事業者を介して間接的にサイトの排水水を受け入れる水域である。「水域」の定義を参照。

水域(Water body)

水域とは、湖沼、小河川、河川、またはそれらの一部など、地表水のうち明確に区別可能な特定の部分である。地下水の場合は、帯水層である。(以下の出典を基に作成:[European Environment Agency\(欧州環境庁\)](#))

水源(Water source)

水源は、地表水、地下水、降水、海水および大気中の水から取水または回収される水が含まれる。(以下の出典を基に作成:[TNFD, 2023年](#))

¹ 日本における慣行水利権の議論や位置づけについては、国土交通省の[慣行水利権について\(年不詳\)](#)を参照されたい。

水質(Water quality)

生物学的、化学的、および物理的な水の特性。多くの場合、利用目的に照らした基準に照らして評価される。水質基準は通常、国または地方の規制によって定義され、国や地域によって大きく異なる場合がある。良好な水質状態とは、飲料水、灌漑用水、生態系の維持など、意図された用途に適している状態である。(以下の出典を基に作成：[TNFD, 2023年](#) および [UNEP, 2025年](#))

ステークホルダー(Stakeholder)

ステークホルダーは、組織の活動、製品またはサービス、および関連する実績に影響を与える、および/または影響を受ける可能性のある集団および個人である。これには、組織について知識や見解を持つ可能性のあるすべての者が含まれるわけではない。組織には多数のステークホルダーが存在し、それぞれが異なる種類およびレベルの関与を有し、多くの場合、多様で時には対立する利害関係や懸念を抱いている。(以下の出典を基に作成：[AccountAbility, 2015年](#))

脆弱な集団(Vulnerable groups)

一般の人々よりも、貧困および社会的排除のより高いリスクを経験する集団。民族的少数者、先住民族、移民、障害のある人々、孤立した高齢者、女性、および子どもは、低い教育水準、失業または不完全就業など、さらなる社会的排除につながり得る困難に直面することが多い。(出典：[Rainforest Alliance, 2025年](#))

生物多様性(Biodiversity)

陸域生態系、海域、その他の水圏生態系、およびこれらが一部となっている生態学的複合体を含む、あらゆる供給源からの生物の間の多様性。これには、種内の多様性、種間の多様性、および生態系の多様性が含まれる。(以下の出典を基に作成：[Convention on Biological Diversity\(生物多様性条約\), 2011年](#))

ターゲット(Target)

具体的かつ期限付きの目的、および測定可能な達成水準を含む記述。ターゲットは、ゴールの達成に向けた実績を把握するものである。(以下の出典を基に作成：[WWF, 2021年](#))

帯水層(Aquifer)

水を吸収し、流動させることができる岩石、砂または砂利の層。下部の岩盤が不透水性である場合、帯水層は地下水の貯留層として機能する。帯水層の水は、生活用水、農業用水または工業用水の井戸から取水される場合がある。被圧帯水層とは、水で飽和した地表下に存在する帯水層である。帯水層の上下には不透水層が存在することで加圧された状態にあるため、井戸が帯水層を貫通すると、水は帯水層の上面よりも高く上昇する。不圧帯水層は、地下水面が大気圧下であり、それにより水位が上下に変動することが可能な帯水層である。通常、被圧帯水層よりも地表面に近い位置に存在するため、干ばつの影響を被圧帯水層よりも早く受ける。(以下の出典を基に作成：[European Environment Agency\(欧州環境庁\), 2000年](#) および [United States Geological Survey\(米国地質調査所\)](#))

淡水化(Desalination)

人の消費(飲用等)、灌漑、工業用途、およびその他の用途に適した特定の水質基準を満たす水を製造するために、海水、汽水、またはミネラル分を含む地下水などの塩水から、溶存塩類や不純物を除去するプロセス。(出典：[EU Blue Economy Observatory\(EUブルー・エコノミー観測所\)](#))

淡水生態系(Freshwater ecosystem)

生態系全体の一部であり、流水または静水の存在が支配的な非生物的環境と、植物、動物、微生物の群集が機能的な単位として相互に作用し合う動的な複合体。淡水生態系には、湖沼、貯水池、河川、小河川、運河、汽水域、地下水帯水層のほか、沼沢地、高層湿原、泥炭地、水田、マングローブなどいくつかの湿地が含まれる。健全な淡水生態系は、自然な変動範囲内において、その生態学的な構造、プロセス、機能、および回復力を維持するものである。(以下を基に作成：[UNEP](#) および [Alberta Water Council, 2008\(アルバータ水協議会, 2008年\)](#))

地下水(Groundwater)

地下の地層に保持されており、そこから採取可能な水。再生可能な地下水源は50年以内に涵養され得るもので、通常は深度が浅い所に存在する。再生可能ではない地下水は、人間の時間スケール(50年以上)では自然涵養率が無視できるほど小さく、一般に再生可能な地下水よりも深い深度に存在する。このような地下水は「化石水」と呼ばれることがある。(以下を基に作成：[CDP, 2024年](#))

地図化された(Mapped)

地図はデジタル形式であることが望ましく、外部の第三者が記載された属性の所在地、縮尺、および物理的特性を特定できる品質を備えていなければならない。地図には、表題、縮尺、凡例、および方位を含め、関連する名称と境界を明確に示さなければならない。地図よりも目的に適していると判断される場合には、物理的な位置関係を模式的に示した図解を用いることも認められる。

調達元の流域(Catchment of origin)

製品またはサービスが調達される流域を指し、サイトが所在する流域とは異なる流域を意味する。

定量化された(Quantified)

要求事項に対して意味のある結論を導くことができる頻度、精度レベルと十分な期間にわたり提示された数値情報。

適応(Adaptation)

現実の又は予想される気候及びその影響に対する調整の過程。人間システムにおいて、適応は危害を和らげ、又は回避し、もしくは有益な機会を活かそうとする。一部の自然システムにおいては、人間の介入は予想される気候やその影響に対する調整を促進する可能性がある。(出典:[IPCC, 2022年](#))

特定された(Identified)

誰であるか、または何であるかを確定または示している状態。(以下の出典を基に作成:[ISO, 2023年](#))

排水(Discharge)

サイトの境界を越えて、地表水、地下水、または第三者に放出される排水、雨水、流出水、およびその他の水。これには、点源および面源からの排水の双方が含まれる。(以下を基に作成:[CDP, 2024年](#))

廃水(Wastewater)

家庭、工業、商業または農業目的での人間の利用によって、水質が悪影響を受けたあらゆる水。(出典:[Rainforest Alliance, 2025年](#))

HydroBASIN

HydroBASINSは、HydroSHEDSデータベースの一部として生成されたデータレイヤーである。HydroSHEDSは、世界の地表水および水系網の特徴に関する高解像度情報を提供するデータベースである。HydroBASINSは、地球規模で一貫したサイズを持ち、階層的に入れ子構造となった小流域の境界を描画するデータレイヤーである。HydroBASINSには12のレベルがあり、レベル1は大陸分水界、レベル12は極めて小規模に細分化された流域(小々流域)である。(以下の出典を基に作成:[HydroSHEDS](#))

バリューチェーン(Value chain)

バリューチェーンとは、原材料調達、生産、消費、および廃棄・リサイクルプロセスを含む、製品またはプロセスのライフサイクル全体。バリューチェーンは、上流、直接操業、および下流の3つの「区分」に分けられる。各区分には、サイトが管理している、または依存している経済活動が行われる場所が含まれる。(以下の出典を基に作成:[SBTN, 2023年](#) および [WBCSD, 2011年](#))

評価された(Evaluated)

学習または意思決定を目的とした、取り組み取り組みの設計、実施、または結果に関する体系的な評価。(出典:[Canadian Evaluation Society \(カナダ評価学会\)](#))

文書化された(Documented)

適合していることを示す何らかの形式(紙媒体、電子媒体、またはその他)の証拠を有している状態。提示される情報は、要求事項に対して意味のある結論を導き出すことを可能にする、頻度、正確性のレベル、および十分な期間にわたるものでなければならない。文書化された情報は、サイトによって管理、維持される。

ベースライン(Baseline)

ウォーター・スチュワードシップのアウトカムにおける変化を観測し、要因を特定するための基準となる初期の観測結果、またはデータ群。ベースラインは、現時点の状況、または介入以前の比較的最近の過去の時点に設定される場合がある。

保護地域(Protected area)

生態系サービスおよび文化的価値を含む自然の長期的な保全を達成するため、法律または他の効果的な手段を通じて認識され、供用され及び管理される明確に定められた地理的空間。(出典:[IUCN, 2013年](#))

水資源ガバナンス(Water governance)

水資源ガバナンスとは、政府、規制当局、供給者、および利用者による水の管理に関するあらゆる側面を包含するもの。これには、水資源管理、保護、配分、モニタリング、水質管理、処理、規制、政策および配水が含まれる。良好な水資源ガバナンスは、ウォーター・スチュワードシップの原則に則り、利用者および自然環境の利益のために水資源の責任ある共有を確実にする。

水消費量(Water consumption)

サイトの境界内に取り込まれた水のうち、水環境または第三者に排出されなかった水の量。水消費量は、取水量から排水量を差し引いた体積に等しい。(以下の出典を基に作成:[TNFD, 2023年](#))

水収支(Water balance)

ある系におけるすべての流入量、通過流量、流出量、および貯水量の評価。AWS規格において、これはサイトおよび流域の双方に適用される。持続可能な水収支とは、流域における継続的な水利用が自然環境と他の水利用者に対して長期的な負のインパクトを及ぼさない状態である。持続可能な水収支のためには、正味の総取水量が水域の自然補充量を超えてはならず、同時に水域がそれ自体およびそれに依存する生物種を健全な状態に維持するための、存続可能な流量および水位を保つことを確実にする必要がある。流出量が継続的に流入量を上回る状態は、持続可能ではない水収支である。

水の還元(補充)(Replenish)

サイトおよび流域のステークホルダーが共有する水課題に対処し、企業のウォーター・スチュワードシップに関する先進的な慣行と整合し、利用可能な最善の情報と流域の状況に基づき、かつ流域の水の利用可能性、水質、アクセス可能性に対して測定可能でプラスのインパクトをもたらす方法により、一定量の水をサイト周辺の流域へ戻す行為。(以下の出典を基に作成:[CEO Water Mandate, 2024年](#))

水の再利用(Water reuse)

廃水、雨水、塩水またはグレーウォーター(トイレ排水を除く生活排水)を意図的に回収し、飲料水、工業プロセス、地表水または地下水の補充、および流域の還元など、指定された有益な淡水用途のために必要に応じて浄化するプロセスである。水の再利用は水のリサイクルとも呼ばれる。(以下の出典を基に作成:[WaterReuse Association\(水再利用協会\)](#))

水不足(水希少性)(Water scarcity)

淡水資源の体積(量)的な存在量、あるいはその欠如を指す。不足は人間活動に起因するものであり、特定の地域における水資源量に対する、人間の水消費量の比率として定義される関数である。したがって、水が極めて少ない乾燥地域であっても、人間による水消費が存在しなければ「不足」、とは見なされず、単に「乾燥している」と見なされる。水不足は、地域や時間を超えて一貫して測定可能な、物理的かつ客観的な実態である。水不足は淡水の物理的な存在量を反映するものであり、その水が利用に適しているかどうかを反映するものではない。例えば、ある地域に十分な水資源が存在する(したがって水不足があるとは見なされない)場合でも、汚染が深刻で水資源の供給が人間または生態系にとって適さない場合がある。(出典:[TNFD, 2023年](#))

水リスク(Water risk)

サイトが水に関連する課題(例えば、地域社会との水をめぐる対立、水不足、水ストレス、洪水、インフラの老朽化、干ばつ)を経験する可能性。リスクの程度は、1つまたは複数の特定の課題が発生する可能性と、その課題によるインパクトの深刻度の関数である。インパクトの深刻度自体は、課題の強度、複数の課題が同時に発生することによる複合的効果、およびサイトの脆弱性に依存する。(以下の出典を基に作成:[CEO Water Mandate\(CEO ウォーター・マンデート\)2024年](#))

水利用(Water use)

サイトによって取水され利用される水のことであり、消費的水利用とは、蒸発、蒸散、製品または作物への組込み、人または家畜による消費などによって戻らない水を指す。流域、または取水地点とは異なる流域に戻される水は、非消費的水利用と見なされる。(以下を基に作成:[United States Geological Survey\(米国地質調査所\)、2019年](#))

水利用率(原単位)(Water use efficiency)

特定の機能、作業または成果を達成するために使用される水の量を最小限に抑えること。水利用率は、生産量、活動量または面積の単位当たりの水使用量(m³)によって測定される。(以下の出典を基に作成:[CEO Water Mandate, 2024年](#))

モニタリングされた(Monitored)

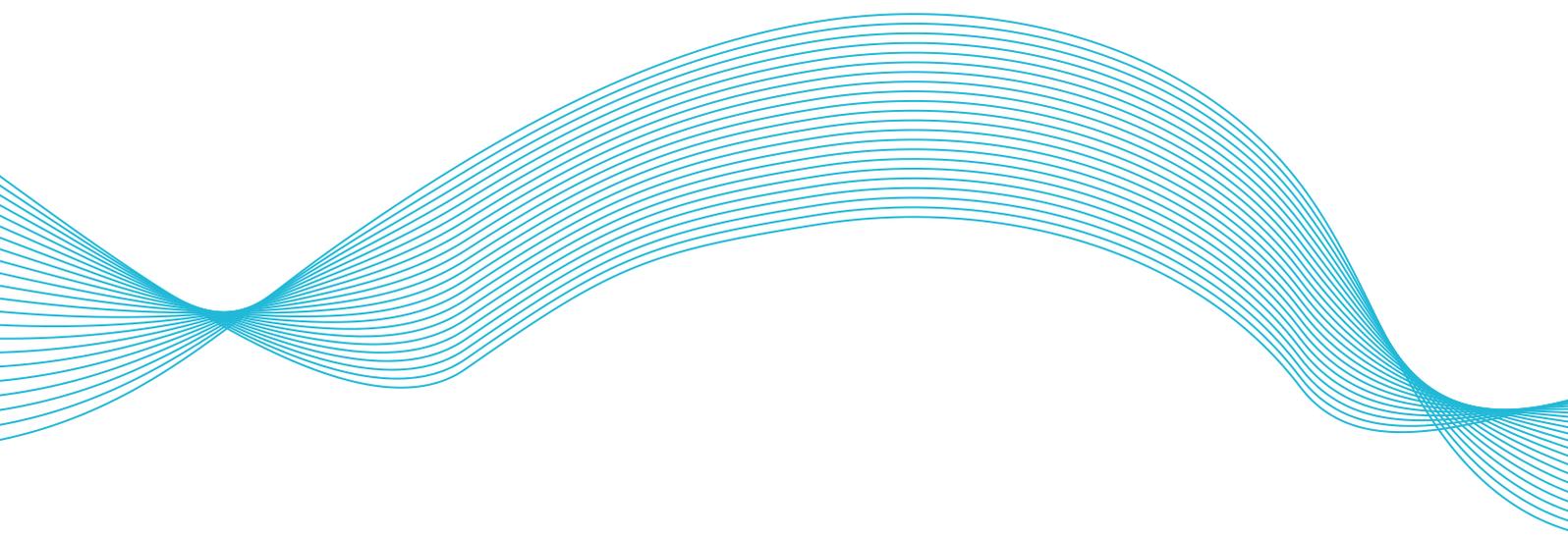
データを提供するための、所定の地点および定期的な間隔における情報の収集および分析。提示される情報は、要求事項に対して意味のある結論を導くことができる頻度、精度レベルと十分な期間にわたるものでなければならない。

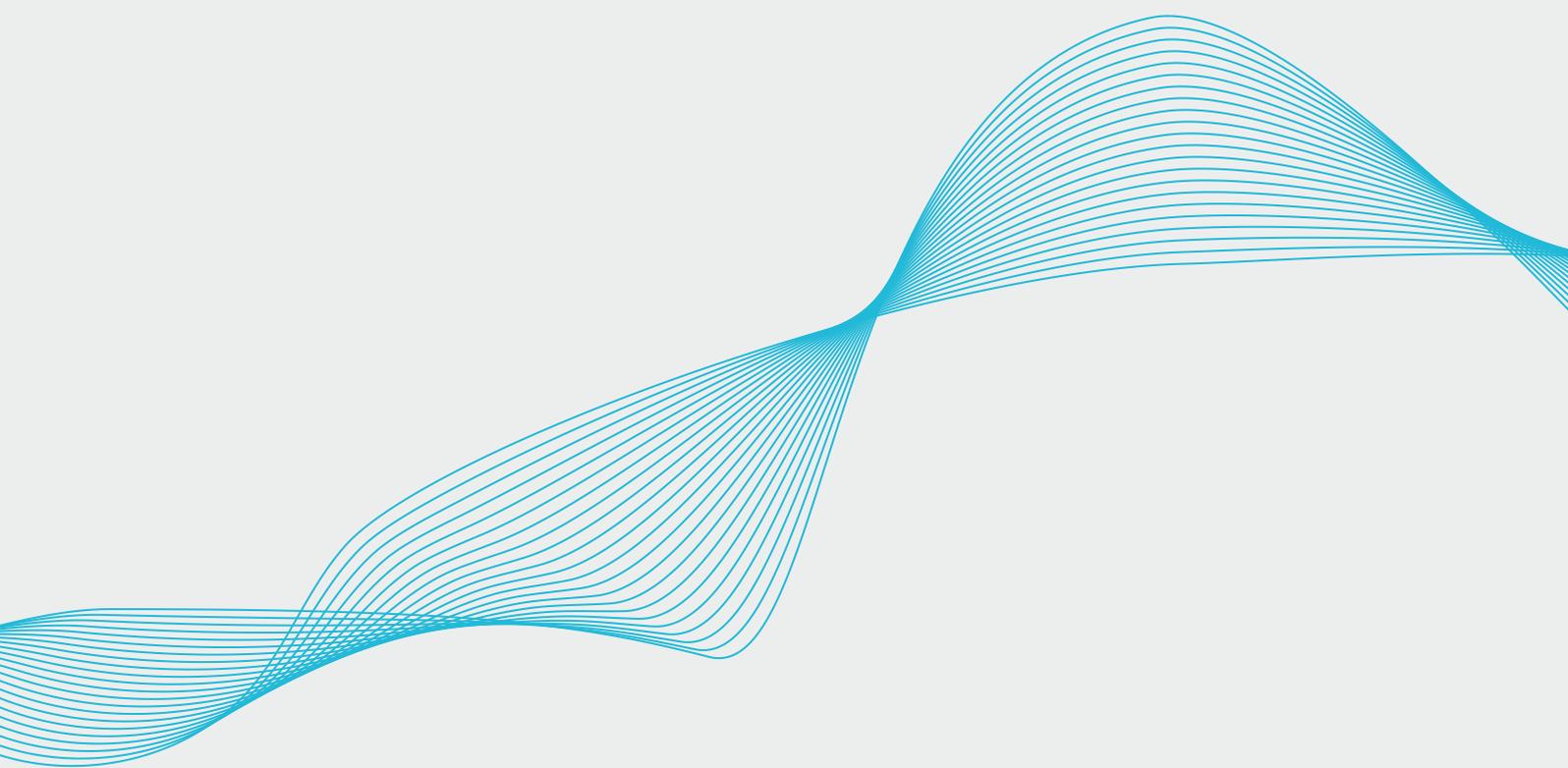
流域(Catchment)

水が集まり、流下し、最終的に一つまたは複数の地点で排出される地理的区域。この概念には、地表水流域および地下水流域の双方が含まれる。地表水流域とは、受けたすべての降水が一連の小河川や河川を通じて、より大きな河川の支流として、または海へと、単一の河口に向かって流下する陸地の領域によって定義される。地下水流域は、帯水層の地質構造と地下水の流動経路によって定義され、地表から浸透した水により補充される。地下水流域は、水平方向の広がりだけでなく、数メートルから数百メートルに及ぶ鉛直方向の厚さを有する。地域条件により、地表水流域と地下水流域は物理的に分離している場合もあれば、相互に接続している場合もある。流域は英語で、catchmentのほか、watershed、basin、およびriver basinの用語がある。

要求事項(Requirement)

規格や技術仕様書などの規正文書において明記された必要事項または期待事項。(出典:[ISEAL, 2025年](#))





Alliance For Water Stewardship (SCIO)
2 Quality Street, North Berwick,
Scotland, EH39 4HW

a4ws.org
Info@a4ws.org

AWS is registered as a Scottish Charitable
Incorporated Organisation (SC045894)

© 2026. Alliance for Water Stewardship. All rights reserved.

